

# 自己評価報告書

平成 31 年 3 月

全学教育基盤機構

## 目 次

I	実施組織の現況及び特徴 .....	1
II	目的 .....	2
III	基準ごとの自己評価	
	【基準1】 組織の目的 .....	3
	【基準2】 組織構成 .....	5
	【基準3】 教員及び支援者等 .....	10
	【基準4】 教育内容及び方法 .....	19
	【基準5】 活動の状況と成果 .....	34
	【基準6】 施設・設備及び学生支援 .....	42
	【基準7】 内部質保証システム .....	47
	【基準8】 管理運営 .....	53
	【基準9】 教育情報等の公表 .....	61
	【基準10】 地域貢献活動の状況 .....	65
	【基準11】 国際化の状況 .....	70

## I 実施組織の現況と特徴

### 1 現況

- (1) 実施組織名 全学教育基盤機構  
 (2) 所在地 静岡県静岡市駿河区大谷  
 (3) 実施組織の構成  
 大学教育センター  
 学生支援センター  
 全学入試センター  
 教職センター  
 地域創造教育センター  
 保健センター  
 (4) 教員数(平成30年5月1日現在 センター長を除く)  
 教授 3名、准教授 14名、講師 4名  
 大学教育センター 准教授 5名、講師 3名  
 学生支援センター 准教授 2名  
 全学入試センター 准教授 2名  
 教職センター 准教授 1名、講師 1名  
 地域創造教育センター 教授 1名、准教授 2名  
 (地域創造学環部門を除く)  
 保健センター 教授 2名、准教授 2名

### 2 特徴

平成27(2015)年度に設置された全学教育基盤機構(以下「機構」)は、静岡大学における教育、学生支援、入学者選抜、及び国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、全学的な合意に基づき本学の教育等を展開することをその役割として、当初は学内共同教育研究施設のうち平成15年設置の大学教育センター、平成22年設置の学生支援センター、平成16年設置の全学入試センター、平成27年設置の教職センター、平成18年設置の国際交流センターの5つのセンター及び昭和44年設置の保健センター(平成23年改称)を構成組織として設置された。また、機構の下にはグローバル教育プログラムの全学的な企画・運営及び海外で活躍するグローバル人材の育成の戦略的な推進を行うために、グローバル企画推進室が置かれていた。その後、組織の再編が行われ、平成29年

に国際連携推進機構が設置されたことから、国際交流センター及びグローバル企画推進室は廃止され、代わって平成29年に新たに設置された地域創造教育センターが構成組織に加わった。

機構を構成する委員会は、学生支援センターに置く全学キャリアサポート委員会、学生相談委員会、全学学生委員会、障害学生支援委員会の4つの委員会と、機構直下に置かれた全学入試委員会、全学教務委員会及び大学院教務・入試委員会の3つの委員会を加えた計7つの委員会である。また、上記以外にも、機構を構成する各センター長等を構成員とする全学教育基盤機構センター長会議、及びセンター長会議の構成員に加えて、機構を構成する学内共同教育研究施設等を主担当とする教員を構成員とする全学教育基盤機構教員会議が組織されている。

全学教育基盤機構会議(以下「機構会議」)は、教育・附属学校園担当理事である機構長に加えて、大学教育センター長、学生支援センター長、全学入試センター長、教職センター長、地域創造教育センター長、保健センター長、国際連携推進機構副機構長、各学部の副学部長1名、地域創造学環、大学院光医工学研究科、大学院自然科学系教育部、大学院法務研究科から選出された者各1名及び学務部長を構成員として年間10回程度開催されており、教育に関する事項、学生支援に関する事項、入学者選抜に関する事項に加えて、各センター等に関する管理運営の基本方針に関する事項、教員の配置等人事に関する事項等を審議している。

機構は、機構会議を通じて、全学教育に関わるマネジメント機能を大きく強化し、全学的な教育方針を決定するために必要な組織である。今後新たに提起される課題としては、学位プログラムに関する国の法整備を受けた新たな教育プログラムの検討、文理融合の大学院設置の検討、大学・大学院の入学定員の適正化などが挙げられる。今後とも、機構会議を通じた議論を通じてこれらの課題に対応することが求められている。

## II 目的

「静岡大学全学教育基盤機構規則」第2条及び第3条に、目的及び業務が次のとおり定められている。

(目的)

第2条 機構は、静岡大学（以下「本学」という。）における教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流（以下「教育等」という。）に関する基本方針及び主要施策その他教育等に関する事項について、全学的な観点から検討し、その結果に基づき、本学の教育等の質の向上及び一層の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条に規定する目的を遂行するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学部及び大学院の教育等を一貫して展望し、入学前から卒業・修了後までのデータ分析に基づいて、教育等に関する基本方針を全学的観点から検討し、全学的な合意を図ること。
- (2) 全学的な合意を得た教育等に関する基本方針（以下「教育等の方針」という。）に基づいて、教育等を展開し、総括すること。
- (3) 本学における教育等に係る主要施策（以下「主要施策」という。）を、教育等の方針に基づいて企画・立案すること。
- (4) 主要施策を実施し、その成果について総括すること。

2 機構は、教育等の展開及び主要施策の実施に際しては、学部、大学院その他の本学の教育等に関わる組織を参画させるものとする。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 【基準1】組織の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点1-1-① 組織の目的(使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【観点到に係る状況】

「静岡大学全学教育基盤機構規則」第2条及び第3条に目的及び業務が次のとおり定められている。

##### (目的)

第2条 機構は、静岡大学(以下「本学」という。)における教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流(以下「教育等」という。)に関する基本方針及び主要施策その他教育等に関する事項について、全学的な観点から検討し、その結果に基づき、本学の教育等の質の向上及び一層の推進を図ることを目的とする。

##### (業務)

第3条 機構は、前条に規定する目的を遂行するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学部及び大学院の教育等を一貫して展望し、入学前から卒業・修了後までのデータ分析に基づいて、教育等に関する基本方針を全学的観点から検討し、全学的な合意を図ること。
- (2) 全学的な合意を得た教育等に関する基本方針(以下「教育等の方針」という。)に基づいて、教育等を展開し、総括すること。
- (3) 本学における教育等に係る主要施策(以下「主要施策」という。)を、教育等の方針に基づいて企画・立案すること。
- (4) 主要施策を実施し、その成果について総括すること。

#### <参考>学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

#### <別添資料：全学教育基盤機構規則>

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記規程により目的及び業務は明確に定められ、目的及び業務は学校教育法に適合している。

(2) 基準1の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

平成27年度の機構の設置により、全学教育に関わるマネジメント機能を大きく強化し、静岡大学における教育、学生支援、入学者選抜、及び国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、決定することができている。

**【改善を要する点】**

該当なし

## 【基準2】組織構成

### (1) 観点ごとの分析

観点2-1-① 組織の構成が、組織の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

### 【観点に係る状況】

「静岡大学全学教育基盤機構規則」第7条及び第8条に次のとおり定められており、学内共同研究施設のうち主に教育、学生生活等に係る6センターを構成組織としている。各センターは教育等の方針及び主要施策に基づき、それぞれの業務を機構と連携して行っている。また、更に7委員会を機構の構成組織とし、教育等の方針及び主要施策に基づき、所掌事項を審議している。

(機構を構成する学内共同教育研究施設等及び学内共同教育研究施設に置く委員会)

第7条 機構を構成する学内共同教育研究施設等は、次の各号に掲げる学内共同教育研究施設等とする。

- (1) 大学教育センター
- (2) 学生支援センター
- (3) 全学入試センター
- (4) 教職センター
- (5) 地域創造教育センター
- (6) 保健センター

2 前項各号に掲げる学内共同教育研究施設等は、教育等の方針及び主要施策に基づき、規則第13条に基づく規則に定める業務を機構と連携して行う。

3 第1項各号に掲げる学内共同教育研究施設に置く委員会のうち、機構を構成する委員会は、次の各号に掲げる委員会とする。

- (1) 学生支援センターに置く全学キャリアサポート委員会
- (2) 学生支援センターに置く学生相談委員会
- (3) 学生支援センターに置く全学学生委員会
- (4) 学生支援センターに置く障害学生支援委員会

4 前項各号に掲げる委員会は、教育等の方針及び主要施策に基づき、静岡大学学生支援センター規則第10条第2項に基づく規則に定める所掌事項を審議する。

(委員会)

第8条 機構を構成する委員会は、次の各号に掲げる委員会とする。

- (1) 全学教務委員会
- (2) 全学入試委員会
- (3) 大学院教務・入試委員会

2 前項各号に掲げる委員会は、教育等の方針及び主要施策に基づき、それぞれ別に定める事項を審議する。

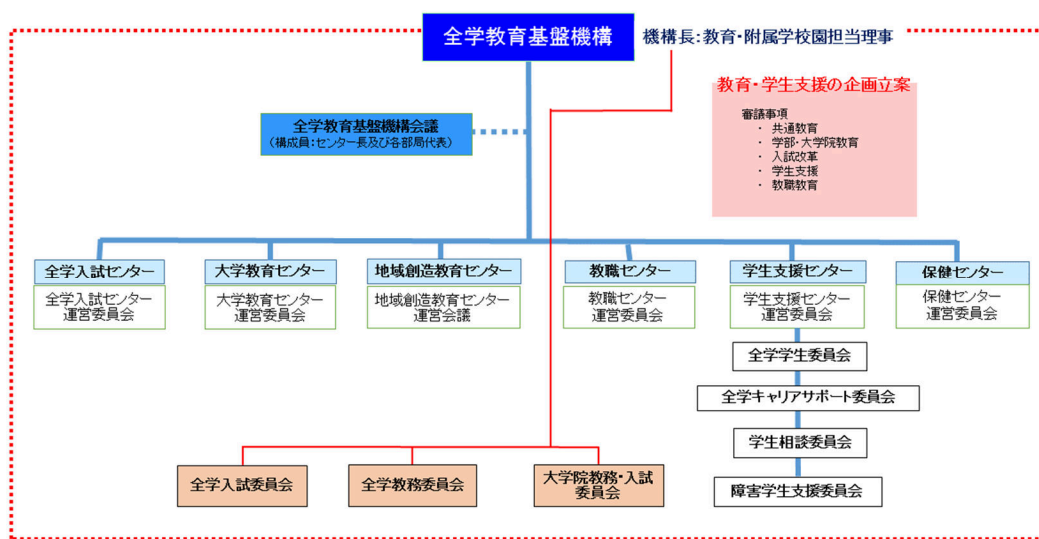
また、同規則第5条により、全学教育基盤機構会議が設けられ、教育に関する事項、学生支援に関する事項、入学者選抜に関する事項に加えて、各センター等に関する管理運営の基

本方針に関する事項、教員の配置等人事に関する事項等を審議している。

(全学教育基盤機構会議)

第5条 静岡大学全学教育基盤機構会議（以下「機構会議」という。）は、第3条第1項各号に掲げる業務を遂行するために必要な事項並びに第7条第1項各号に掲げる学内共同教育研究施設等の管理及び運営に関する重要事項を審議する。

<別添資料：全学教育基盤機構規則（1－1－①資料再掲）、全学教育基盤機構会議規則>



【分析結果とその根拠理由】

機構の目的を達成するため、各センター及び委員会が適宜設置されており、それらを機構会議において統括する組織体制が整備されている。



観点2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センターにおいて、以下のとおり実施している。

大学教育センターには、キャリアデザイン教育及びFDを担当する部門として「キャリアデザイン教育・FD部門」が、全学教育科目の企画・運営を担当する部門として「全学教育科目部門」が置かれている。また「全学教育科目部門」の下には、全学の専任教員（常勤教員（教授・准教授・講師・助教）を指す。以降も同。）が所属を義務づけられている大きくりの専門分野別組織である12の科目部があり、それぞれの科目部の下に更に小単位の専門分野別分科会が置かれている。更にこれらの組織の運営及びその他の業務にあたる各種会議・委員会が設けられている。

センターの管理運営上の重要事項を審議する機関として大学教育センター長を議長とし、各学部及び科目部の代表、部門、専門委員会の代表等を構成員とする「大学教育センター運営委員会」が設置されており、センターの目的達成に係るすべての事項についての意思決定機関としての役割を果たしている。

本学は静岡・浜松2つのキャンパスから成るが、両キャンパスにおける教養教育については、上記の科目部及び科目部代表等からなる「授業計画実施専門委員会」において統一的な体制の下で実施されている。学生が両キャンパスを移動することなく多様な授業科目を履修できるようにするため、主に文科系の教員の少ない浜松キャンパスに静岡キャンパスの教員が出講する「教員の東西交流」によって、不足を補っている。

<別添資料：大学教育センター組織図、大学教育センター運営委員会規則>

**【分析結果とその根拠理由】**

教養教育を実施する組織として大学教育センターが置かれ、大学教育センターの目的を達成するためのそれぞれの部門、科目部、委員会等の会議が適宜設置されており、それらを大学教育センター運営委員会において統括する組織体制が整備されている。またこれらの組織体制と各部署及び会議の権限と責任については、大学教育センター関係諸規則において明確に規定されている。

観点2-2-① 全学教育基盤機構会議等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、その他の活動に係る事項を検討する委員会等が適切に構成され、必要な活動を行っているか。

**【観点に係る状況】**

静岡大学全学教育基盤機構規則第5条及び静岡大学全学教育基盤機構会議規則第6条により、機構会議は8月と1月を除き毎月1回、年間10回程度開催している。機構会議は、主に大学の教育の根幹に係る内容、学士課程改革・組織改革に関連した重要案件について、各センター長と各部局から選出された委員（副学部長相当）等が審議する場となっている。また、各委員会からの重要案件や各センターの特任教員採用・昇任人事等について審議・報告を行っている。なお、機構会議は平成29年度まで1時間半程度の会議時間としていたが、平成30年度より終了時間に制限を設けないこととした。

また、機構を構成する委員会については、各々下記のとおり開催しており、所掌事項を審議している。

全学キャリアサポート委員会：年2回

学生相談委員会：年3回

全学学生委員会：年8回

障害学生支援委員会：年5回

全学教務委員会：年10回

全学入試委員会：年8回

大学院教務・入試委員会：年10回

なお、静岡大学全学教育基盤機構規則第9条に全学教育基盤機構センター長会議、第10条に全学教育基盤機構教員会議が規定されているが、この両会議はこれまで開催実績がない。

<別添資料：全学教育基盤機構規則（1-1-①資料再掲）、全学教育基盤機構会議規則（2-1-①資料再掲）、平成30年度全学教育基盤機構会議名簿>

**【分析結果とその根拠理由】**

機構会議において、教育活動に係る重要案件を活発に意見交換している。

また、機構を構成する委員会が適切に構成され、機構で審議された教育等の方針や主要施策に基づき、所掌事項を審議している。

ただし、全学教育基盤機構センター長会議及び全学教育基盤機構教員会議の開催実績がないことについて、開催の必要性が乏しいことから、全学教育基盤機構規則からの条文削除を検討する必要がある。

(2) 基準2の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

平成27年度の機構会議の設置により、教育、学生生活等に係る6センターの長と各部局から選出された委員（副学部長相当）等が一堂に会し、静岡大学における教育、学生支援、入学者選抜、及び国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、決定することができている。

**【改善を要する点】**

開催実績のない全学教育基盤機構センター長会議及び全学教育基盤機構教員会議については、開催の必要性が乏しいことから、全学教育基盤機構規則からの条文削除を検討する必要がある。

**【基準3】 教員及び支援者等**

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

**【観点到係る状況】**

機構に専属的に所属する教員はおらず、機構を構成する各センターにおいて、それぞれ教員組織が編成されている。

各センターにおいては業務内容に応じて部門（又は室）を設け、部門長（又は室長）を配置し、センター長（又は所長）の総括の下に部門長（又は室長）が各部門（又は室）を統括しており、責任の所在が明確にされた教員組織編制となっている。

各センター教員の教員所属組織は、学部・研究科等の教育組織とは異なる「融合・グローバル領域」である。なお、保健センター長を除く各センターのセンター長は、他の領域（職務）が主担当であり、当該センター長も兼務している。

各センターに所属する教員は相互に連携しており、例えば、文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」においては、大学教育センター、学生支援センター及び地域創造教育センターの教員が相互に連携して地域人材育成や地元就職支援を進めている。また、学生支援センターの学生相談部門は、保健センターと連携し、保健センター静岡支援室の精神科医と浜松支援室の臨床心理士が副部門長を務めている。

<別添資料：大学教育センター規則、学生支援センター規則、全学入試センター規則、教職センター規則、地域創造教育センター規則、保健管理規則>

**【分析結果とその根拠理由】**

上記のとおり、責任の所在が明確にされた教員組織が編成され、連携体制も確保されている。

観点3-1-② 活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

**【観点に係る状況】**

機構に専属的に所属する教員はおらず、機構を構成する各センターにおける教員の配置状況（センター長を除く）は、以下のとおりである。

**（大学教育センター）**

○キャリアデザイン教育・FD部門

准教授1名、講師1名

○全学教育科目部門

准教授4名、講師2名 特任助教2名

非常勤講師（授業担当者(単独)）165名（平成30年度実績）

**（学生支援センター）**

○キャリアサポート部門

准教授1名、非常勤講師（カウンセラー）8名（静岡5名、浜松3名）

○学生相談部門

特任准教授1名、非常勤講師（カウンセラー）2名（静岡1名、浜松1名）

○学生生活支援部門

担当教員は配置していないが全学学生委員が所掌

○障害学生支援部門

准教授1名、特任准教授1名

**（全学入試センター）**

○入試企画広報部門

准教授1名、特任教授3名

○入試情報処理部門

准教授1名、特任教授1名

**（教職センター）**

准教授1名、講師1名、特任教授1名、特任准教授1名

**（地域創造教育センター）**

○地域創造学環部門（主担当のみ）

教授8名、准教授5名、講師1名

○地域人材育成・プロジェクト部門

教授1名、准教授2名、特任教授2名、特任助教1名

**（保健センター）**

○静岡支援室

教授1名、准教授1名、非常勤学校医3名、非常勤カウンセラー1名

○浜松支援室

教授1名、准教授1名、非常勤学校医3名

<別添資料：全学教育基盤機構会議各センター教員名簿>

**【分析結果とその根拠理由】**

各センターにおける活動上、現在の教員配置数で重大な支障は生じていない。

一方、大学教育センターにおいては、人件費不足による教養教育の担当教員不足が深刻になりつつある。

学生支援センターや保健センターにおいては、支援を必要とする学生が年々増加しており、また学外組織との連携強化の業務も増えているため、更なる体制強化が望まれる。

観点3-1-③ 組織の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

**【観点に係る状況】**

各センターの専任教員に対しては、半期毎にセンター長による人事評価を実施している。平成30年度からは、教員一人ひとりの教育、研究、外部資金、社会貢献、国際貢献及び管理運営の6分野における活動業績の数値化によるレーダーチャートを作成し、全体平均と自身の数値を比較可能とすることにより、教員一人ひとりの活動の活発化を促進している。

また、専任教員の採用においては全学的な方針に基づいて公募制が取られているが、組織内の多様性や性別バランスの改善を図ることにより組織を活性化するため、公募内容には「同じ業績であれば女性を優先的に採用する」旨明記している。

**【分析結果とその根拠理由】**

公募制や人事評価の導入だけでなく、平成30年度に教員の活動実績をレーダーチャート化するなど、教員活動活性化のための措置が取られている。

観点3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

**【観点に係る状況】**

教員の採用・昇任は、各センター毎の選考を経て、融合・グローバル領域会議、全学人事管理委員会及び教育研究評議会で審議の上、学長が実施している。

各センター毎の選考については、大学教育センター及び全学入試センターにおいては、教員の採用・昇任にかかる選考審査基準が定められており、基準に従って運用されている。

学生支援センター、地域創造教育センター及び保健センターにおいては、頻繁に教員を採用・昇任することはないため基準を明確に定めていないが、その専門分野に近い学部等の規則を準用するなど、求める能力を明確にし、採用・昇任を行っている。

教職センターにおいては、大学教育センターの基準を準用している。

<別添資料：教員の就業に関する規程、全学人事管理委員会規則、教員資格審査基準、大学教育センター教員人事規則、大学教育センター教員人事に関する内規、全学入試センターを主担当とする教員選考に関する申合せ>

**【分析結果とその根拠理由】**

教員の採用・昇任は、全学的な方針の下、各センターにおいては、専門的役割に応じた能力評価を行うなど、全体的には適切に運用されている。

ただ、採用・昇任に関する基準が設けられてないセンターについては、その業務の専門性に応じた独自の基準の整備が求められる。



観点3-2-② 教員の活動に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

**【観点に係る状況】**

常勤教員は、教職員人事評価実施規程に基づき、継続的に教員の活動に関する評価が行われている。

特任教員は、特任教員規程に基づき、雇用契約の更新に関する評価が行われている。

年俸制適用者については、年俸制運用細則に基づき、毎年度、業務目標の設定及び業務実績評価がなされ、これをもとに、年俸の俸給が決定されている。

<別添資料：教職員人事評価実施規程、特任教員規程、年俸制運用細則>

**【分析結果とその根拠理由】**

規程に基づき評価が行われているが、特段問題は生じていない。

観点3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

**【観点に係る状況】**

大学教育センター専任教員の投稿論文を中心とする紀要『静岡大学教育研究』や、地域創造教育センターが発行する紀要『静岡大学生涯学習教育研究』を毎年作成しているほか、学会誌等への投稿も積極的に進められており、それぞれの教員が各専門分野に即した研究成果をあげている。

科学研究費等の外部資金への応募も促進されているが、その件数は伸び悩んでいる。

<別添資料：『静岡大学教育研究』掲載論文リスト、『静岡大学生涯学習教育研究』掲載論文リスト、科研費等外部資金応募・採択状況>

**【分析結果とその根拠理由】**

各センター専任教員はそれぞれの教育内容等に即した研究活動を実施しているが、科学研究費等の外部資金への応募件数が伸び悩んでいるため、その増加に向けた取組が期待される。

観点3-4-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

機構に関する事務については、学務部教務課が担当している。

機構を構成する各センターの教育活動を支援する事務職員は学務部及び浜松事務部の担当課で担っており、担当課は各センターと連携して業務に当たっている。

大学教育センター	学務部教務課、浜松事務部教務課
学生支援センター	学務部学生生活課、就職支援室、浜松事務部学生支援課
全学入試センター	学務部入試課
教職センター	学務部教務課
地域創造教育センター	学務部教育連携室
保健センター	学務部学生生活課

また、全学教育科目の運営に際しては、情報処理及び英語の科目に適宜TAを配置している。

<別添資料：平成30年度全学教育科目TA配置実績、基礎英語TA配置実績>

【分析結果とその根拠理由】

事務職員による教育支援者、TA等の教育補助者は適切に配置されている。

(2) 基準3の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし。

【改善を要する点】

大学教育センターにおいては、人件費不足による担当教員不足が深刻になりつつある。学生支援センターにおいては、近年、各部門の相談件数が増加傾向にあり、また、相談内容が複雑化していることから、更なる体制の強化が望まれる。

また、採用・昇任に関する基準が設けられてないセンターについては、その業務の専門性に応じた独自の基準の整備が求められる。

科学研究費等の外部資金への応募件数が伸び悩んでいるため、その増加に向けた取組が期待される。

**【基準4】教育内容及び方法**

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば教養科目及び専門科目の必修・選択科目等の配当等）教育課程が体系的に編成されているか。

**【観点到に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

センターがその企画・運営に責任をもつ「教養科目」は、基本的スキルの育成をめざす外国語、情報処理、キャリア形成等の「基軸教育科目」、所属学部の専門分野に縛られない幅広い領域についての展望を与える「現代教養科目」、資格取得に関わる基礎的な科目である「教職等資格科目」の3つに大別される。

人文社会科学部の学生は自然科学系の、また理学部の学生は人文社会科学系の「現代教養科目」を履修するいわゆる「クロス履修」や初修外国語科目のメニューの違いなど、それぞれの学部の教育目的との関連で教養教育の内容・単位数に若干の違いはあるが、「教養科目」が卒業単位の約4分の1を占め、残りの4分の3を学部「専門科目」が占めるという点はほぼ共通している。

なお、平成25年度に導入した現行カリキュラムにおいては、主に大学教育のグローバル化への対応をめざして、卒業単位のなかで高いレベルの外国語科目（アカデミックイングリッシュ、ビジネスイングリッシュなど）を従来よりも多く履修することを可能にするため、「教養科目」「専門科目」のいずれを履修しても卒業単位として認められる「自由科目」枠を新たに設けた。この自由科目枠を利用することで、教養科目単位の上限を超えて履修した、関心のある教養科目を卒業単位に算入することが可能となった。自由科目枠は、教養科目と専門科目とを連結する中間領域としての機能も果たしている。

<別添資料：全学教育科目履修案内>

**（教職センター）**

教育学部以外の各学部が教員免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」と学年配当は次の通りであるが、文部科学省が定める教職課程認定の基準に適合した、教員養成のための体系的な編成となっている。

教職に関する科目と学年配当

免許法上の区分	1年	2年	3年	4年	院1年
教職の意義等に関する科目	教職入門Ⅰ 教職入門Ⅱ				
教育の基礎理論		教育の原理			

に関する科目		発達と学習	教育と社会		
教育課程及び指導法に関する科目		道徳指導論 教科教育法	特別活動論 教科教育法 教育課程の意義と方法 教育の方法及び技術		
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目			生徒指導 教育相談		
教育実習			教育実習事前指導	教育実習 教育実習事後指導	
教職実践演習				教職実践演習	
学校インターンシップ					スクール インター ンシップ

## 【分析結果とその根拠理由】

「教養科目」を構成する授業科目はそれぞれの教育目的に沿ってバランスよく配置されている。また各学部の教育目的に応じた多様性と大学教育に求められる共通のスキルや教養という側面のバランスについても配慮され、各学部・学科に応じて教養教育と専門教育の有機的連関を図る中間領域として「自由科目」枠が設けられている。

観点4-1-② 授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

それぞれの授業科目について、専門分野別の教員組織である各科目部及び専門分野別分科会がその内容や運営について責任をもつ体制が取られており、授業内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになるよう、授業科目のレベルや内容について定め、それに従って授業が実施されているかどうかについての教員相互のチェック体制が取られている。

平成30年度からは大学教育センター内部質保証専門委員会を設置し、この委員会の下、各科目部において、それぞれの科目の内容・運営についての点検を実施することとした。

**（教職センター）**

いずれの授業科目の内容も、文部科学省からの教職課程認定の審査を受けた上で定めたものであり、体系的な編成となっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

それぞれの授業科目の内容は、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点4-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

大学教育のグローバル化に対応した外国語科目の充実（TOEICスコア500点以上の履修条件を設ける上級レベルの英語科目群、アカデミックイングリッシュ、ビジネスイングリッシュなど）、「キャリアデザイン」、「インターンシップの理論と実践」などのキャリア形成科目の提供、農学部の野外実習等からなる「フィールド科学演習」や工学部の学科の枠を越えたロボット制作等からなる「工学基礎実習」「創造教育実習」などの「フィールドワーク」科目の設置、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力向上をめざすアクティブラーニング系科目の拡充など、豊かな教育課程の編成が行われている。

また地域との関連の深い科目として、東海地震の震源域に位置する地域特性から「地震防災」「静岡県の防災・減災と原子力」を、また静岡県信用金庫協会の協力を得て地域の経済・産業についての基本的知見を得ることのできる「金融機関窓口から見る地域経済」を、更には地域の課題を見つけ解決策を提案できる地域人材育成をめざす「地域連携プロジェクト型セミナー」を学際科目の一つとして置いている。これらの地域関連科目を体系的に履修した学生には、「防災マイスター」の称号や「地域づくり副専攻」修了証書が授与される。

幅広い視野と国際的な感覚を身に着けたグローバル人材育成としては、ABP副専攻プログラムを用意し、TOEICスコア600点以上、英語による科目の体系的履修、海外研修等の条件を満たした学生にABP副専攻修了証書を授与している。

更に、平成30年度入学生からは、キャリア形成科目と学際科目群の中から地域志向科目を必修科目として全学生に受講させるカリキュラムに改正した。

<別添資料：平成30年度シラバス（キャリアデザイン、インターンシップの理論と実践、地域づくりフィールドワーク科目、地震防災、静岡県の防災・減災と原子力、地域連携プロジェクト型セミナー）、防災マイスター称号制度について、副専攻プログラムの履修について、副専攻別表（ABP、地域づくり）>

**（教職センター）**

教員に求められる資質能力の1つとして、実践的指導力が挙げられている。この資質能力を育成するためには「学校インターンシップ」などの体験的活動が効果的である。そこで、教員免許状を取得した大学院1年生を対象として、授業科目「スクールインターンシップ」を設け、インターンシップによる単位認定を行っている。

「スクールインターンシップ」は、平成27年度に学校現場に役立つ実践的指導力の向上を図ることを目的として、理数系大学院生を対象に開講したプログラムであったが、その後理数系以外の大学院生にも対象を拡大、平成30年度には教育学研究科に加えて、総合科学



技術研究科(理学専攻、農学専攻)の科目(4単位)として開設しており、教職センターを中心に全学的な取組として実施している。

教職大学院等と連携しながら、修士レベルの高度な専門能力と実践的指導力を有する教員を部局の枠を超えた全学的体制の下で養成するという取組は、全国的にみても先進的なものである。

<別添資料：「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」>

**【分析結果とその根拠理由】**

外国語教育の充実、キャリア形成科目の提供、フィールドワーク及びアクティブラーニング科目の拡充並びに地域との連携科目の導入など、社会的ニーズに応じたカリキュラムや学生の主体的参加を前提とする授業科目が適宜取り入れられている。

観点4-1-④ AO・推薦入試による入学生等への補充教育の実施、編入学生への配慮、学部専門教育との連携等が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

機構を構成する全学入試センター及び大学教育センターにおいて、以下のとおり実施している。

（全学入試センター）

本学のAO・推薦入試には、センター試験を課すものと課さないものがある。入学後の学力の面で問題となるのは、センター試験を課さない入試の方である。センター試験を課さないAO・推薦入試合格者を対象に全学入試センターが主となり、入学前準備教育の教材を選定し、実施している。

入学前準備教育の結果（選択講座の種類、受講状況、課題提出状況、得点など）について、入学以前もしくは入学直後の学力面での不適応が生じていないかを部局が把握することを促すため、平均値などの情報だけでなく、各個人の情報についても部局にフィードバックするようにした。

教材は全学入試センターが主として選定しているが、その内容の是非や修正は部局と相談し、行っている。

（大学教育センター）

当センターが実施する対応策として、英語に関しては、必修の「英語演習I」においてTOEIC400点以下で不合格となった学生に対して再履修クラス（科目名は、「基礎英語演習」）を用意し、週2回の履修を義務づけ、補習教育の強化を図っている。理系科目のうち数学については、浜松キャンパスでは担当教員が相談コーナー「数学の広場」を設け個別指導にあたっており、静岡キャンパスでは期末試験をターゲットとして大学院生チューターによる「数学講習会」を行っている。また理系基礎科目については、習熟度別クラス編成を行っている。なお、編入学生については、専門科目だけでなく教養科目についても既修得単位の認定を行っている。

学部専門教育との連携については、それぞれの専門性に応じた外国語科目のメニューやフィールドワーク科目を提供しているほか、分類は専門科目であるが、理工系学部の必修科目である「理系基礎科目」について大学教育センターがその運営に責任をもっている。

<別添資料：平成30年度シラバス（基礎英語演習）、工学部共通講座数学教室「数学の広場」Webサイト>

【分析結果とその根拠理由】

上記で挙げたいくつかの実例が示す通り、入学前準備教育、補習教育、編入学生への配慮、学部専門教育との連携のいずれについても、それぞれ対応する授業科目等が提供されている。

観点4-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

#### 【観点に係る状況】

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

#### （大学教育センター）

教養科目のうち、一般教育科目にあたる現代教養科目（個別分野科目及び学際科目）及び初年次教育としての「キャリアデザイン」は座学の講義形式、外国語科目は1クラス25～40名の双方向的形式、新入生セミナーは1クラス15～18名の少人数授業で対話・討論型授業の演習形式、健康体育は概ね1クラス40名の実技・講義、農学部と工学部で開講しているフィールドワーク、ものづくり科目は科目の特性から実習形式と、バランスよく配置している。

学際科目の中には少人数セミナー型、PBL（Project-Based Learning 課題解決型学習）形式の授業科目（地域連携プロジェクト型セミナー等）を配置している。

理工系学部では理系基礎科目の中に物理・化学・生物の各実験科目や実習科目が置かれている。

平成30年度から、アクティブラーニングの導入を促進するため、シラバスにアクティブラーニングの形態種別（例：「反転授業」、「フィールドワーク」等）を明記する欄を設けた。

また、多くの教員がパワーポイントなどのITプレゼンテーションツールを活用し、また学内無線LANの設置も進んだことから、インターネット等のメディア教材の利用も進んでいる。

TAについては、教養教育では「情報処理」、「地震防災」の授業と遠隔授業システム利用の際の機器操作に、理系基礎科目では実験の補助に、それぞれ活用している。

<別添資料：シラバス作成の手引き（アクティブラーニング部分抜粋）>

#### （教職センター）

学術的な情報をもとに資料を作成し、プレゼンテーションができるように学内データベース（論文等）を利用する実習を、TAを活用しながら行なっている。

学校における危機管理の一つとして、教員の安全配慮義務について主体的に考えられるように、学校事故の模擬裁判を取り入れている。

他にも「発達と学習」では、心理学の実験を取り入れた授業を行っている。心理学実験を体験することによって、ヒトの学習のメカニズムや記憶の仕組みを理解することを目的としている。心理実験を取り入れ実習を行うことで、一方的な講義だけに偏らないような工夫を行なっている。

また「スクールインターンシップ」では、事前に受講者が自己テーマをいくつか設定した上で、教育実習とは異なる形式で、明確な目的意識を持って学校でのインターンシップに臨み、事後では互いに振り返り、成果と課題を明らかにする形式で実施している。

**【分析結果とその根拠理由】**

多様な授業形態がバランスよく配置されており、それぞれの授業内容に即した学習指導法が取られている。またTAも必要に応じて配置されており、無線LAN等情報インフラの整備により授業でのインターネット利用も進んでいる。

観点4-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

(大学教育センター)

全学教務委員会で調整を行い年間32週の授業期間の確保を行っている。各科目の授業は15週とテスト1週の合計16週で構成されている。

学生の主体的な学習については、シラバスに予復習の欄を設け、授業ごとの授業時間外の学習時間確保に努めている。授業外学習時間については教学IRデータ(学びの実態調査)によって把握している。

また、従来も時間割枠の調整により実質的な履修科目の上限設定はなされてきたが、平成25年度からはCAP制を導入し、各学期24単位(教育学部学校教育教員養成課程にあっては、26単位)を科目登録の上限単位として定め、各年次にわたって適切に授業科目を履修させている。これにより学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く真に身につけさせることが可能となった。

<別添資料:平成30年度行事予定表、2017年度学びの実態調査実施レポート、2016年度-2018年度学びの実態調査「授業時間外に授業課題や準備学習、復習をする」集計一覧、履修科目の登録単位数の上限に関する規則、CAP後の平均単位数>

(教職センター)

授業の取組として、模擬授業やプレゼンテーション、レポートの提出を課しており、学生は準備のために授業時間外の学習時間を必要とする。

例えば、「教職実践演習」では、学生一人ひとりが模擬授業を行う。まず、教育実習の反省点をもとに、教育実習中に作成した授業案を練り直す。個人で練り直すだけでなく、学生同士で互いに見合い、意見交換しながら練り直す。次に、練り直した授業案をもとに、20分間の模擬授業をスムーズに進められるよう練習する。授業時間以外に、上記のような準備を十分に行った上で、学生は教職実践演習に臨んでいる。

【分析結果とその根拠理由】

授業ごとに必要な学習時間確保のため予復習を課しており、また平成25年度からはCAP制も導入されており、単位の実質化への配慮がなされている。

観点4-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

**【観点に係る状況】**

教養科目のシラバスは全学にさきがけて、授業の目的・概要、毎授業のテーマ、予復習、成績評価の方法と基準、テキスト・参考書、教員への連絡方法等の書式を統一した。

Webサイト登録を導入した平成20年度からは、Webサイト上で常時閲覧することができるようにした。1年生には冊子の形でも配付することとしていたが、平成29年度からWebサイトによる閲覧のみとした。

また平成30年度からは、シラバスの書式に「アクティブラーニング」形式の授業であるかどうかを申告する欄を設け、平成31年度からは授業担当教員が「実務経験」を有する者かどうかを示す欄と、ルーブリック（学生の学習到達状況を評価するための評価基準）を任意で添付する欄を加えることとしている。

<別添資料：シラバス作成の手引き（アクティブラーニング部分抜粋）（4-2-①資料再掲）>

**【分析結果とその根拠理由】**

シラバスには必要な情報が記載されており、また、Webサイト上で常時閲覧できるようになっている。

観点4-2-④ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

**【観点に係る状況】**

シラバスに予復習欄を設け、自主学習上の課題を明示している。

また、附属図書館静岡本館は、平日は午前9時から夜10時、土日も午前10時から夜7時までで開館しており、自主学習に必要な図書・資料の閲覧が可能となっている。更に、自主ゼミ等に利用可能な「セミナールーム」や会話をしながら学習を進められる「ハーベストルーム」もあり、自主学習の環境整備に努めている。

附属図書館浜松分館も、本館と同様の開館時間であり、自主学習に必要な図書・資料の閲覧が可能となっている。平成26年の第Ⅰ期、平成30年の第Ⅱ期の改築・改修を経て、自主ゼミ等に利用可能な「セミナールーム」や「グループ学習室」、会話をしながら学習を進められる「グループワークエリア」もあり、自主学習の環境整備に努めている。

基礎学力不足の学生については前述の通りで、英語に関しては、必修の「英語演習Ⅰ」でTOEIC400点未満の得点（不合格）だった学生に対して再履修クラスとして週2回の「基礎英語演習」履修を義務づけ、補習教育の強化を図っている。

理系科目のうち数学については、浜松キャンパスでは担当教員が相談コーナー「数学の広場」を設け、個別指導にあたっており、静岡キャンパスでもチューターによる指導を行っている。

理系基礎科目については、習熟度別クラス編成を行っている。

<別添資料：平成30年度シラバス（基礎英語演習）（4-1-④資料再掲）、工学部共通講座数学教室「数学の広場」WEBサイト（4-1-④資料再掲）>

**【分析結果とその根拠理由】**

自主学習上の課題の明示、自主学習に必要な環境の整備等は着実に実施されている。また、英語や理系科目についての基礎学力不足への対応も組織的に行われている。

観点4-2-⑤ 夜間において授業を実施している学部<sub>に在籍する学生に配慮した、適切な時間割の設定等がされているか。</sub>

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

人文社会科学部法学科と経済学科に夜間主コースが設けられており、昼間部とほぼ同様の教養教育カリキュラムが実施されている。また、開講時間も有職者に配慮して午後5時50分から午後9時までとなっているほか、土曜午後の開講も行われている。平成24年度からはフレックスタイム制を導入し、昼間部の授業も60単位までの範囲で履修できるよう配慮し、4年間で学士の学位を取得できるようにしている。

<別添資料：平成30年度夜間主コースの履修の手引き、平成30年度開講一覧>

**（教職センター）**

人文社会科学部の夜間主コースに所属する学生も含めて、どの授業科目も、各学部の主要な授業科目と調整を図りながら、多くの授業科目を夕方の時間に設定している。

**【分析結果とその根拠理由】**

夜間主学生の実態に応じた時間割、カリキュラムの設定がなされており、平成24年度からのフレックスタイム制の導入により更に改善が図られている。



観点4-3-① 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

組織全体の成績評価基準はガイドラインが策定され、履修案内で学生に周知している。個々の授業の成績評価基準は授業ごとにシラバスに明記することで学生に周知しており、習熟度別クラス編成を取っている英語科目や理系基礎科目においては、TOEICの得点や共通問題の得点に基づいた共通の成績評価基準が示されている。またそれ以外の科目については、各科目部等で成績評価基準の妥当性についてチェックする体制を取っている。

GPA制度を実施しており、年度末の成績においては、学生が自分でGPAを確認できる状況を整えていると共に、成績不良者に対しては、各学部の教務委員会を通じて指導を行っている。

<別添資料：平成31年度英語科目ガイドライン>

**（教職センター）**

成績評価基準は、授業ごとにシラバスに明記されている。学生への周知は、授業ごとに担当教員が初回の授業時に説明するとともに、Webサイト上で確認することができるようになっている。

また、平成21年度から導入されたGPA制度を活用して、学生への個別指導、成績優秀者に対する授業料免除等への活用が進んでいる。

**【分析結果とその根拠理由】**

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されている。

観点4-3-② 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

共通の成績評価基準が定められている授業科目については、基準に基づく厳正な成績評価を実施している。その他の授業科目については、科目部等で教員間の成績評価結果について情報交換し、適切な評価が行われているかどうかについてチェックする体制を取っている他、学生の側からの成績への異議申し立て制度やセンターで実施している「授業相談メール」等を通じて学生の声を聞く仕組みが整備されており、成績評価の正確さは組織的に担保されている。

<別添資料：教養科目の成績評価に関わる指針、成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の対応手順、成績評価に関する質問書、成績評価に関する申立書>

**（教職センター）**

組織的ではないが、各授業担当者が個別に丁寧に対応している。

**【分析結果とその根拠理由】**

大学教育センターに関しては、共通成績基準の設定、科目部等による相互チェック体制、学生からの成績への異議申し立て制度等の組織的枠組みを組み合わせることによって、成績評価の正確さが担保されている。また、GPAの定着も成績評価の客観性についての教員の意識を高める役割を果たしている。

教職センターに関しては、各授業担当者の対応を通して、成績評価の正確さが担保されているが、組織的な措置については今後の検討課題である。

(2) 基準4の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

英語や理系基礎科目については習熟度別クラスやカリキュラムを整備し、基礎的な学力の保証により発展的な教育内容の提供がされている。またフィールドワークやアクティブラーニング、地域志向科目の導入にも積極的に取り組んでいる。成績評価の客観性を保証する複数の仕組みを導入している。

**【改善を要する点】**

教職科目の成績評価の客観性の担保については、非常勤講師の担当する授業科目が多いこともあり、必ずしも十分とはいえない。今後は、組織的な対応について検討する必要がある。

## 【基準5】活動の状況と成果

### (1) 観点ごとの分析

観点5-1-① 組織の活動の実施状況から判断して、活動が活発におこなわれているか。

#### 【観点到係る状況】

静岡大学全学教育基盤機構規則第5条及び静岡大学全学教育基盤機構会議規則第6条により、機構会議を8月と1月を除き毎月1回、年間10回程度開催している。機構会議は、主に大学の教育の根幹に係る内容、学士課程改革・組織改革に関連した重要案件について、各センター長と各部局から選出された委員（副学部長相当）等が審議する場となっている。また、各委員会からの重要案件や各センターの特任教員採用・昇任人事等について審議・報告を行っている。なお、機構会議は平成29年度まで1時間半程度の会議時間としていたが、平成30年度より終了時間に制限を設けないこととした。

また、機構を構成する委員会については、各々下記のとおり開催している。

全学キャリアサポート委員会：年2回

学生相談委員会：年3回

全学学生委員会：年8回

障害学生支援委員会：年5回

全学教務委員会：年10回

全学入試委員会：年8回

大学院教務・入試委員会：年10回

<別添資料：全学教育基盤機構規則（1-1-①資料再掲）及び全学教育基盤機構会議規則（2-1-①資料再掲）>

#### 【分析結果とその根拠理由】

機構会議において、教育活動に係る重要案件を活発に意見交換している。

また、機構を構成する委員会が適切に構成され、機構で審議された教育等の方針や主要施策に基づき、所掌事項を審議している。

観点5-1-② 組織の目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

**【観点に係る状況】**

平成30年度までの主な成果として、1)教育の質保証・3ポリシーの見直しについて、2)2021年度入試(2020年度実施入試)の改革の2項目を以下にまとめる。

1)平成28年3月に「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)のいわゆる3ポリシーの策定及び運用に関するガイドラインが示されたことを踏まえ、平成28年度は各学部及び地域創造学環の3ポリシーの見直しについて議論を重ね、平成29年4月に見直し後の3ポリシーを公表した。その後、平成29年3月の学位授与機構による「教育の内部質保証に関するガイドライン」の発表、平成30年3月の同機構による「大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等の改訂」を受けて、平成30年4月より、機構会議において教育の内部質保証システムの構築に取り組んだ。まず内部質保証活動を全学的に点検・評価・改善する委員会として、すでに設置済みの「全学キャリアデザイン教育・FD委員会」を「全学内部質保証委員会」に衣替えし、「静岡大学全学内部質保証規則」を制定するとともに、各学部に対応する委員会を設置した。それぞれの学部では、「教育の質保証ガイドライン」を策定し、質保証システムを構成するカリキュラムマップや、ポートフォリオ、ルーブリックの開発などを進め、ディプロマ・ポリシーと各授業の目標との対応関係の明示や、学習成果を包括的に評価する方法の開発などに取り組んだ。

2)大学入試センター試験の後継試験である「大学入学共通テスト」の実施が提案されたことを受け、平成28年度の機構会議において高大接続システム改革会議の最終報告を踏まえた説明が行われ、対応策の検討が提起された。この議論は国の検討状況を睨みつつ行われ、また第3期中期目標・中期計画にある「多面的・総合的な評価を用いた入試」の実施への対応も併せて議論されたため、2年間以上の長期間にわたり検討された。検討の結果は平成30年12月に本学HP上に公表・周知されている。

**【分析結果とその根拠理由】**

機構会議において、教育、学生支援、入学者選抜等に関する基本方針及び主要施策その他教育等に関する事項について、全学的な観点から検討できており、活動の成果は上がっている。

観点5-2-① 目的に沿った形で、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされているか。

**【観点に係る状況】**

平成29年度に定めた『静岡大学の理念と目標』において、大学の基本的教育目標として「多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成」を掲げている。

また、平成28年度からの第3期中期目標では、「文理融合を含む学際教育及び教育の国際化を推進し、理工系人材、地域の求める人材、グローバル人材を育成する」ことが明示されている。

このような教育目標のもとで、どのような資質・能力を身に付けるかを「静岡大学学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で具体的に示し、この学位授与の方針の基づき「静岡大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めている。

<別添資料：静岡大学の理念と目標、第3期中期目標・中期計画、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）>

**【分析結果とその根拠理由】**

大学としての教育目的及びそれらの目的の下で育成する人物像及び身に付ける資質・能力が、それぞれの文書に明示され、公表されている。

観点5-2-② 各学年や卒業時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、学習成果が上がっているか。

**【観点に係る状況】**

本学の4年卒業率は、全学部平均で約8割（卒業率の最も低い人文社会科学部は75%、最も高い教育学部は92%）である。平成24～26年度入学の卒業生の平均/累積GPAは2.42（本学の計算方式では素点換算79点）であった。これらの卒業率とGPAからは十分な教育成果があると考えられる。

また、平成24～26年度入学のGPA1未満の卒業生数は、人文昼6/1124、人文夜2/125、教育0/1155、理学1/595、工学9/1450、農学1/466、情報1/559（卒業生数/総卒業生数）であり、ほぼすべての学生が最低限のGPA1以上で卒業しており、卒業レベルについても最低限の保証ができていると考えられる。

学習の満足度については、教学IRアンケート（学びの実態調査）の身についた能力の項目を見ると、それぞれの項目については自己評価については項目間でズレはあるが、1年から4年の学年比較をすると高学年になるほど身についたと答える項目も多数あり、十分に教育の成果があると考えられる。

<別添資料：標準修業年限での卒業率・留年率等一覧表、卒業学生のGPA平均値集計、卒業生のGPA区分別の人数分布、学びの実態調査構成比積上グラフ、学びの実態調査「身に付いた能力」>

**【分析結果とその根拠理由】**

卒業率及びGPAの分布状況等から勘案すると、十分な学習成果が上がっているといえる。

観点5-2-③ 学習の達成度や満足度に関する学生からのアンケートの結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成28～30年度に実施した教学IRアンケート（学びの実態調査）の結果によれば、「一般的教養の知識・能力」が入学した時点と比べて増えているかどうかを尋ねた項目で、「大きく増えた・増えた」と肯定的な回答した学生割合は下記の表のとおりである。4年の最終学年次には8割以上の学生が肯定的な回答であり、学年進行に伴いその肯定的な回答は概ね増加している。この結果から、教養教育は全体的には教育成果を上げているといえる。

＜学びの実態調査結果＞

入学した時点と比べて、あなたの能力や知識どのように変化しましたか。「一般的な教養」			
	2016年調査	2017年調査	2018年調査
学部1年	73%	75%	71%
学部2年	81%	83%	76%
学部3年	83%	82%	81%
学部4年	89%	91%	84%

次に、一般教養における汎用的能力については、(1)「分析力や問題解決能の知識・能力」が4年間で大きく増えた・増えたと回答した学生が8割～9割という高い数字であり、(2)「他の人と協力して物事を遂行する能力」「人間関係を構築する能力」が4年間で大きく増えた・増えたと回答した学生は6割～7割程度であった。

一方、グローバル化対応に関わる能力である「外国語の運用力」「異文化理解」「グローバルの問題理解」については、4年間で大きく増えた・増えたと回答した学生は5割未満で、他の能力と比較すると低い数字であり、達成度の低さが目立つ。また、これらの数字は平成28～30年度の3年間で安定した同程度の数字であった。この結果から、教養教育の範囲では、グローバル化対応の要素で達成度が十分でないことがわかる。

また、教育内容・環境に対する満足度（学部1年生）の項目では、1年生の教養教育の肯定的な満足度（とても満足、満足の合計平均）は5割強、初年次教育に関しては4割前後であった。これらの割合についても3年間で大きな違いはなかった。肯定的な満足度は1年生時点ではあまり高くないと言える。

次に、全学教育科目の授業アンケート結果（5段階評定）によれば、①「この授業の内容を理解することができた」は平均値3.92)、②「この授業を受けて新しい知識や考え方が身に付いた」は平均値3.97、③「総合的に判断して、この授業は満足できる授業であった」は平均値4.12という結果であった。この平均値は5段階評定で4の値に近く、かなり高い値であることから、達成度は十分であると考えられる。



<全学教育科目の授業アンケート結果>

		設問番号 / 設問内容		
		問09	問10	問15
開講年度	分野1	この授業の内容を理解することができた。	この授業を受けて、新しい知識や考え方、技術が身についた。	総合的に判断して、この授業は満足できる授業であった。
2012	全学教育科目	回答平均 3.85	3.90	4.05
2013	全学教育科目	回答平均 3.87	3.91	4.07
2014	全学教育科目	回答平均 3.89	3.95	4.11
2015	全学教育科目	回答平均 3.94	3.99	4.15
2016	全学教育科目	回答平均 3.96	4.01	4.15
2017	全学教育科目	回答平均 4.01	4.06	4.18
全平均		3.92	3.97	4.12

<別添資料：2017 年度学びの実態調査実施レポート（4-2-②資料再掲）、学びの実態調査構成比積上グラフ（5-2-②資料再掲）、授業アンケート質問紙、授業アンケート結果>

【分析結果とその根拠理由】

学部学生の自己評価にもとづく教養教育全体の学習成果については8割の学生が伸びたという実感を持っていることから、総合的には学習成果はあがっていると評価できる。しかし、細かい要素的観点からすると、外国語能力、グローバル化対応に関わる能力の達成度は低い。教養教育の修得単位は学部によって異なるが24～28単位の範囲であり、その中で外国語能力、グローバル化対応に関わる能力にあてられる単位数は限定された数である。専門科目も含む卒業単位全体の中で、外国語能力、グローバル化対応に関わる能力がどのように育成されるのか、より全体的な教育プログラムの観点から今後検討していく必要がある。

観点5-2-④ 卒業生や、就職先等の関係者からのアンケートの結果から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

全学評価会議の実施した「学部卒業生アンケート報告書」及び「学部卒業生就職先アンケート報告書」によれば、教育の成果や効果については、在学生を対象とするアンケートとほぼ同じ傾向を示している。

学部卒業生からの教育成果に関する評価としては、「幅広い教養と基礎学力」について『非常に満足』又は『やや満足』しているという肯定的回答が80.5%と比較的高く、「コミュニケーション能力」についても比較的高い68.3%を示している。一方、「英語の能力」については35.4%、「初修外国語の基礎知識」は51.3%、「国際的視野」については43.3%と、グローバル化対応に関わる能力の達成度の低さが目立つ。

学部卒業生の就職先からの本学学生に対する評価としては、「幅広い教養と基礎学力」が身に付いていたという肯定的回答は約88.0%と高く、「コミュニケーション能力」についても83.5%という高い値を示している。しかし、「英語の能力」は34.6%、「国際的視野」については34.7%と、学部卒業生からの回答結果同様、グローバル化対応に関わる能力の達成度の低さが目立つ。しかし、アンケートで同時に尋ねている「業務を遂行する上で重要であると思う能力」の中でグローバル化対応についての項目での重要度は低く、「コミュニケーション能力」等の汎用的能力に期待する回答傾向であった。この傾向からすると、就職先の期待する教育成果との間にギャップがあるとは言えない。

<別添資料：学部卒業生アンケート報告書、学部卒業生就職先アンケート報告書>

#### 【分析結果とその根拠理由】

卒業生や就職先等のアンケート結果からは、教養教育全体の学習成果に対する評価は十分高い値であると評価でき、総合的には教育成果を上げていると考えられる。また、上述のとおり、外国語能力、グローバル化能力に対しての到達度評価は芳しくない。しかし、就職先が求める能力においてもこれらの要求度は高くなく、社会的にどの程度の到達度が求められるのか、また、学生らの到達度の期待値がどの程度なのか、今後も継続的に分析を行い教育プログラムを調整する必要があるだろう。

(2) 基準5の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

機構会議において、教育、学生支援、入学者選抜等に関する基本方針及び主要施策その他教育等に関する事項について、全学的な観点から検討できている。

また、「静岡大学学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「静岡大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を定めたことにより、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像が明確になっている。

**【改善を要する点】**

学生、卒業生及び就職先企業へのアンケート結果からは、総合的には学習成果はあがっているといえるが、英語や国際的視野などグローバル化対応に関わる能力への評価が低いため、それらをどう高めていくか、今後検討していく必要がある。

**【基準6】施設・設備及び学生支援****(1) 観点ごとの分析**

観点6-1-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

**【観点到係る状況】**

附属図書館静岡本館は、平日は午前9時から夜10時、土日も午前10時から夜7時まで開館しており、自主学習に必要な図書・資料の閲覧が可能となっている。更に、自主ゼミ等に利用可能な「セミナールーム」や会話をしながら学習を進められる「ハーベストルーム」もあり、自主学習の環境整備に努めている。

附属図書館浜松分館も、本館と同様の開館時間であり、自主学習に必要な図書・資料の閲覧が可能となっている。平成26年の第Ⅰ期、平成30年の第Ⅱ期の改築・改修を経て、自主ゼミ等に利用可能な「セミナールーム」や「グループ学習室」、会話をしながら学習を進められる「グループワークエリア」もあり、自主学習の環境整備に努めている。

全学教育科目の授業は、静岡キャンパスではほとんどが共通教育棟を使用しているが、自主学習やグループ討論のための専用スペースが十分でない。しかし、共通教育棟の各階の階段近くのオープンスペースに机・椅子・ソファ・無線LANアンテナの整備を進めてきた。共通教育A棟2・3・4階及びL棟の2・3階の小スペースでは、少人数ではあるが頻繁に利用されている。

浜松キャンパスには共通教育専用棟がないが、情報学部・工学部の新建物（情報学部2号館、工学部5号館、工学部総合棟など）にはICT環境を備えた自主学習スペースが用意されている。

情報機器に関しては、静岡キャンパスでは情報基盤センター内に、浜松キャンパスでは情報基盤センターが管理する教育用パソコンが多数設置されている部屋があり、授業以外にも利用することができる。

**【分析結果とその根拠理由】**

自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されている。

観点6-2-① 授業科目の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

4月初旬に、1年生対象の教養教育ガイダンスを各学部教務委員会が実施している。2年生以上には、教養教育ガイダンスの時間は特に準備していないが、学部の教務ガイダンスのなかで教養カリキュラムについても言及している。センターは、これの事前準備として、詳細な資料を作成したうえで、実際にガイダンスを担当する学部教務委員向けの説明会を開催している。更に、学部教務委員会の協力を得て、授業開始から1週間の間は、履修相談コーナーとしてヘルプデスクを各学部に開設している。

<別添資料：平成30年度ガイダンス実施日程、平成30年度ガイダンス担当教員説明会資料、平成30年度ヘルプデスク日程>

**（教職センター）**

4月に、1年生を対象に学部別に「教職ガイダンス」を実施し、教職免許状をとるための4年間の大まかなスケジュールや留意点などについて説明している。また、4年生の4月には、教育実習事前指導とは別に、外部講師を招いて「教育実習に向けた心構え講座」を開催し、教育実習に対する心構えや留意点などについて指導している。更に、4年生の7～8月には、「教職実践演習ガイダンス」を開催し、教職実践演習の履修内容について説明している。

**【分析結果とその根拠理由】**

上記の各ガイダンスにおいて必要な情報は提供されており、また学部と連携を図りながらヘルプデスクを開設するなど、個別の疑問点等に対して対応する体制も整備されている。

観点6-3-① 学習・生活・進路・就職等に関する相談・助言体制等が整備されているか。  
留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

機構を構成する大学教育センター及び学生支援センターにおいて、以下のとおり実施している。

#### （大学教育センター）

全学教育科目のシラバスに「オフィスアワー」を記載することになっている。アポイントメントを取りやすいように教員のメールアドレスを原則として掲載しているほか、オフィスアワーの曜日・時間帯を記載するようにしている。センターでは「授業相談メール」アドレスを開設しているほか、英語科目においては、英語科目部のセンター教員が随時学生からの相談に応じる「英語よろず相談」を実施している。

留学生については、日本語と日本事情の科目を開設しており、留学生個々の希望に応じ、この単位を英語、初修外国語、現代教養科目の単位に振り替えることができるようにしている。また各部局及び国際連携推進機構においても個別の相談に応じている。

#### （学生支援センター）

##### ○キャリアサポート部門

就職相談室を静岡、浜松の両キャンパスに設置し、非常勤講師がローテーションで就職相談を行っている。また、就職支援室及び浜松学生支援課の特任職員（計3名）が未内定者、既卒者、博士学生の個別相談を担当している。障害を持つ学生に対しては、障害学生支援部門と連携し、セミナーや個別の学生相談を行うなど、協力体制が整いつつある。外国人の博士学生・ポスドクに対しては、英語での個別相談やエントリーシートの添削、企業とのマッチングなどの支援を行っている。留学生就職促進プログラムを担当している国際連携推進機構には、留学生の就職先データを提供するなどの協力を行っている。

##### ○障害学生支援部門

障害のある学生への支援は、「障害学生支援手続き等マニュアル（2018.4版）」に基づき、学生、保護者、部局関係者との相談により希望する配慮内容を決定するとともに、障害学生支援委員会において、支援の必要性の有無及び支援の範囲について審議・決定を行っている。また、所属部局と学生との間で配慮内容について「合意書」を交わすとともに、「支援依頼書」を授業担当教員等に通知している。

浜松キャンパスでは障害学生支援室が確保できず、学生相談室を間借りしている状況である。専用の障害学生支援室及び学生のコミュニケーション活動を行うための部屋の確保が求められる。

##### ○学生相談部門

学生の対人関係、心理的問題、学業又は進路など様々な悩みに対し、静岡、浜松の両キャンパスに学生相談室を設置して、カウンセラー（臨床心理士）及び各学部教員が相談に当たっている。

浜松キャンパスでは、相談室を気軽に利用してもらえるよう、メールを活用した相談も取り入れており、4月に新入生対象の学生相談室ガイダンスを実施し、その場でカウンセリング申込用の電話番号とメールアドレスを登録させている。そして、相談の練習として、大学生活で心配なことや不安なことをメールで送ってもらい、更に相談が必要な学生に対してはメールのやりとりを重ねて、本来の対面による相談に繋げている。

両キャンパスとも、「学生相談室」と「障害学生支援室」が連携し、新入生ガイダンスにおいて案内を行うことで、相談室の認知を押し進め、多様な相談に応じている。

一方施設面においては、浜松キャンパスでは学生相談室と障害学生支援室が同じ部屋を使っているため、学部教員の相談員は国際連携推進機構相談室を間借りして相談を行っている状況である。障害学生支援室を独立させ、学生相談には一部屋をあてるのが運用上並びに連携上望ましい。

<別添資料：各種（相談）窓口の一覧、障害のある学生への支援について、ガイダンス資料（インクルねっと、マインドNEW）>

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学生に対する相談体制は一定水準で整備されているといえる。

しかし一方で、相談件数の増加に伴い、学生相談を行う相談員及び相談室が十分に整備されているとはいえない。

#### ●学生相談室統計(マインドNEW掲載数値)

##### ●静岡学生相談室利用人数（2月末締め）

年 度	実利用人数（人）	内容別利用人数内訳						
		学業	進路	心理	対人関係	ハラスメント	コンサルテーション	その他
2017（平成29）年度	231	18	17	49	17	2	84	44
2016（平成28）年度	72	25	12	16	4	1	*	14
2015（平成27）年度	56	15	8	15	7	0	*	11
2014（平成26）年度	48	19	5	12	3	0	*	9
2013（平成25）年度	45	11	5	20	6	0	*	3

\*「コンサルテーション」とは、学生に関する教員や家族からの相談であり、2016以前はその他に含まれている。

\*2017年度から対応強化。2016年度まで非常勤カウンセラー2名がそれぞれ週1日担当。2017年度から非常勤カウンセラー1名週1日及び特任教員(カウンセラー)1名週4日担当。

##### ●浜松学生相談室及び保健センター浜松支援室カウンセリング利用人数の合計（2月末締め）

年 度	実利用人数（人）	内容別利用人数内訳						
		学業	進路	心理	対人関係	ハラスメント	コンサルテーション	その他
2017（平成29）年度	208	35	4	68	15	1	73	12
2016（平成28）年度	241	20	8	101	14	5	*	93
2015（平成27）年度	178	24	3	79	12	0	*	60
2014（平成26）年度	187	24	7	84	6	0	*	66
2013（平成25）年度	195	23	5	77	7	1	*	82

\*「コンサルテーション」とは、学生に関する教員や家族からの相談であり、2016以前はその他に含まれている。

(2) 基準6の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

図書館浜松分館が平成26年度及び30年度に改築・改修されたこともあり、学生の自主的学習環境の整備が進んでいる。

**【改善を要する点】**

学生に対する相談体制は一定水準で整備されているといえるが、一方で、相談件数の増加に伴い、学生相談を行う相談員及び相談室が十分に整備されているとはいえない。



## 【基準7】内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

観点7-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

### 【観点到係る状況】

平成29年の学位授与機構による「教育の内部質保証に関するガイドライン」、平成30年の同機構による「大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等の改訂」を受け、平成30年4月より教育の内部質保証システムの構築に取り組んだ。まず内部質保証活動を全学的に点検・評価・改善する委員会として、既に設置済みの「全学キャリアデザイン教育・FD委員会」を「全学内部質保証委員会」に衣替えし、「静岡大学全学内部質保証規則」の制定とともに、各学部に対応する委員会を設置した。それぞれの学部では、「教育の質保証ガイドライン」を策定し、質保証システムを構成するカリキュラムマップや、ポートフォリオ、ルーブリックの開発などを進め、ディプロマポリシーと各授業の目標との対応関係の明示や、学習成果を包括的に評価する方法の開発などに取り組んだ。

その結果、平成31年3月にはすべての学部でこれらの策定・開発を終え、4月より各学部において質保証システムが適切に展開されているかを点検する全学的な評価活動を「全学内部質保証委員会」において実施する。更に平成31年度は、共通教育と大学院教育においても同様の活動を展開し、すべての教育組織において教育の内部質保証システムを構築する予定である。

<別添資料：全学内部質保証規則>

### 【分析結果とその根拠理由】

平成30年度より全学的な教育の内部質保証システムの構築が行われ、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備された。

観点7-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

センター専任教員からの意見の聴取は、センター教員連絡会議において行われており、教育の質の改善・向上に向けた意見等を集約し、組織的な取組を実施できる体制を整えている。

授業アンケート及び教学 IR アンケート（学びの実態調査）の結果は全学の IR 室の Web サイトにて公開しており、専任教員に対して、それぞれのアンケート結果を確認することを求めている。

センターの教育成果の評価結果については、センター長から専任教員に対し教員連絡会議等で周知され方向性を議論し、改善案の策定を行っている。

また、専任教員に対して教育の質の改善・向上を目的としたプロジェクトに予算配分（教育改善・研究支援プロジェクト研究費）を行っており、教員一人ひとりが教育の質の改善・向上に取り組める体制を整えている。

学生からの意見の聴取については、授業アンケートにおいて自由記述で回答を求めている。回答結果は、教養教育においてはキャリアデザイン教育・FD 部門長が回答結果を確認し、改善に関わる意見等は、必要があれば教員連絡会議等で報告する体制をとっている。

<別添資料：2017 年度学びの実態調査実施レポート（4-2-②資料再掲）、学びの実態調査構成比積上グラフ（5-2-②資料再掲）、授業アンケート質問紙（5-2-③資料再掲）、授業アンケート結果（5-2-③資料再掲）>

**（教職センター）**

学部の学務係を通じて、4 年生を対象にしたアンケートを実施し（「教員免許状一括申請説明会」時に配布、後日回収）、「後輩に向けたメッセージ」及び「大学に求める支援の内容」等を収集している。その結果について、次年度の授業や指導、支援に活かしている。

また、教職センター教員会議において、互いの授業内容について情報を共有することを通して、教育の質の改善・向上に努めている。

**【分析結果とその根拠理由】**

授業内容に関する学生及び教員の情報を収集し、それを授業改善・向上に結びつける体制が、定期的かつ継続的に行われている。

観点7-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいて、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

全学評価会議において、卒業生、卒業生の就職先企業等からの意見を聴取するアンケートを実施しており、その結果はセンター教員内で共有されている。

加えて、平成27年度に採択された文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」において、地元企業、地元経済団体、及び県内自治体らの構成員と教育プログラムを議論する会議を実施しており、学外関係者の意見を聴取している。

＜別添資料：学部卒業生アンケート報告書（5-2-④資料再掲）、学部卒業生就職先アンケート報告書（5-2-④資料再掲）、COC+連携協議会教育プログラム開発委員会委員名簿＞

**（教職センター）**

「教職実践演習」等を通じて、学校教員から教員の業務や求められていることなどを聴取し、授業内容に反映させている。

**【分析結果とその根拠理由】**

学外関係者の意見を聴取するアンケート、COC+事業、及び学校教員を通じて、学外関係者のニーズを取り入れ、それらの意見は適切に教育の質の改善・向上に活かされている。

観点7-2-① ファカルティ・ディベロップメント (FD) が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

**【観点に係る状況】**

全学キャリアデザイン教育・FD委員会（平成30年10月からは全学内部質保証委員会）において各学部等で年度当初に設定した「FD活動の年度目標」を達成するため、平成30年度に学部等で実施されたFD研修会等への参加率は91.9%であり、教育の質の向上や授業の改善に結びついている。

<別添資料：平成30年度FD研修会等への参加状況について最終報告>

機構を構成する大学教育センター及び教職センターにおいては、以下のとおり実施している。

**（大学教育センター）**

全学キャリアデザイン教育・FD委員会（平成30年9月より全学内部質保証委員会）は実務担当者向けのWGであるFDコーディネーター会議を含み毎年6回程度開催し、学生や教職員の教育の質の向上や改善に関わるニーズを把握してきた。

全学的なFD研修会としては、新任教員向け研修会、夏期FD・SD講演会、FDに関わる個別内容の講演会等を定期的実施している。

教養教育に関わるFD活動としては、科目部の年間目標・計画を策定し実施している。各科目部で実施したFD活動の成果は年度末に報告し、同委員会で点検を行っている。

FD活動の具体的な例としては、英語科目部において、英語教育に関わる教員集団に対する講演会を定期的実施していると共に、共通シラバスを作成する際に成績評価基準等の共有を行う資料等を作成して教育の質の改善・向上に取り組んでいる。

<別添資料：平成30年度全学内部質保証委員会活動報告>

**（教職センター）**

4年生対象のアンケートなどから、進路に必要とするニーズを把握し、次年度以降の講座の開催、個別対応などの実施に結び付けている。更に、教職センター以外で実施している教員採用試験や教職大学院等の進路に関する講座やガイダンスについて、教育学部や生協、就職支援室などの学内の組織からも情報を収集し、参加可能な内容について学生に周知している。

**【分析結果とその根拠理由】**

ファカルティ・ディベロップメント (FD) が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

観点7-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センターにおいては、平成23年度に作成した「TA読本」を電子化し、大学教育センターWebサイトにおいて閲覧可能な状態にしている。TAに対する直接的な指導は、個々に関わる教員が対応することとなっている。全学教育の理系基礎科目の数学の補習クラスを担当するTAに対しては、キャリアデザイン教育・FD部門の教員が学生らを集め、毎年研修を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

TAの研修会を全学的に実施するとなると、経費の増大が予想され、現時点で全学的に実施できていない。そのためTA読本を作成し、Webサイトで公開している。今後更に実施可能な範囲での研修会のプランを検討したい。

(2) 基準7の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

平成30年度に全学内部質保証委員会を設置したことにより、内部質保証活動を全学的に点検・評価・改善する体制が整った。また、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料の収集・蓄積・分析・点検を通して更なる教育の改善・向上へと繋げる仕組みができてい

**【改善を要する点】**

該当なし。

## 【基準8】管理運営

## (1) 観点ごとの分析

観点8-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

## 【観点到係る状況】

機構及び機構会議に関する事務については、学務部教務課が担当している。

機構を構成する各センターの管理運営については、センターに運営委員会（又は運営会議）を設置し、センターの業務、人事及び予算等を審議・決定している。

また、センターの事務は、センター規則に定められた事務組織である学務部の担当課で担っており、担当課は各センターと連携して業務にあたっている。

センター名	担当課
大学教育センター	学務部教務課
学生支援センター	学務部学生生活課
全学入試センター	学務部入試課
教職センター	学務部教務課
地域創造教育センター	学務部教育連携室
保健センター	学務部学生生活課

また、各センターの業務は各学部との連携も必要なことから、状況に応じて各学部の学務係・教務係にも支援を要請している。

危機管理については、全学的に「事象別危機管理マニュアル」や「役員及び教職員倫理規程」が定められており、教職員に対して周知されている。なお、センターを個々にみた場合、小規模であるため危機が発生した際には迅速に対応することが可能である。

また、災害時の休講措置については、これまでの「地震以外の気象警報発令時等における授業休止措置のガイドライン」を見直し、大雨・暴風等の他に地震も含めた「自然災害等による一斉休講措置のガイドライン」を制定した。新しいガイドラインは、地震発生時の一斉休講の具体的な判断基準を定めたほか、近年の社会変化（平成25年の特別警報導入等）に対応しており、平成30年10月以降に学生及び教職員に対して周知している。

<別添資料：大学教育センター運営委員会規則（2-1-②資料再掲）、学生支援センター運営委員会規則、全学入試センター運営委員会規則、教職センター運営委員会規則、地域創造教育センター運営会議規則、大学教育センター規則（3-1-①資料再掲）、学生支援センター規則（3-1-①資料再掲）、全学入試センター規則（3-1-①資料再掲）、教職センター規則（3-1-①資料再掲）、地域創造教育センター規則（3-1-①資料再掲）、保健管理規則（3-1-①資料再掲）、事象別危機管理マニュアル、自然災害等によ

る一斉休講措置のガイドライン、自然災害等による一斉休講措置のガイドライン実施要領、役員及び教職員倫理規程＞

**【分析結果とその根拠理由】**

管理運営については、各センターの下の運営委員会（又は運営会議）及び学務部の各担当課が設けられており、特段の問題は生じていない。

危機管理体制についてはマニュアルが整備され、周知されている。



観点8-1-② 目的を達成するために、全学教育基盤機構長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する各センターは、機構会議で決定した方針及び主要施策に基づき業務を実施している。各センター長（部門長）及び学務部長は機構会議の委員であり、機構会議での情報は適宜、センターに所属する教員及び事務担当者に伝達されている。

また、各センターの下に置かれた部門、委員会では、センターにおける重要事項について審議、報告、承認を受ける仕組みが整っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

平成 27 年度に機構が設置されて以来、各センターは機構を構成する施設の一つとなり、他の学内共同教育研究施設等との連携が構築された。機構会議は年に定期的に 10 回程度開催しており、各センターの重要案件は機構会議で審議されることから、機構長のリーダーシップの下、効果的な意思決定を行える組織形態となっている。

観点 8-1-③ 教職員及び学生、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

機構の直下に置く 3 つの委員会及び各センターにおいて、所掌業務に応じ各委員及び学部等の学内関係者の意見を集約しつつ、以下の表のとおりそれぞれの業務内容に応じた形で意見やニーズを把握し、管理運営に反映させる仕組みが整っている。

センター名	管理運営に反映させる仕組みの例
大学教育センター	授業アンケート、授業相談メール、就職先企業アンケート、保護者アンケート、高等学校長アンケート、COC+連絡協議会
学生支援センター	学部の就職担当者からの意見、学生のガイダンスへの参加状況、東海地区国公立大学就職担当者情報交換会、就職情報サイトの情報、学生アンケート、本学主催の就職祭出展企業アンケート、学びの実態調査（環境整備などの要望）
全学入試センター	新入生アンケート、自己評価報告書及び外部評価の結果
教職センター	教員会議、運営委員会、教職事務担当者会議
地域創造教育センター	学外者を含めた構成員で組織する地域人材育成会議
保健センター	監事監査、自己評価報告書及び外部評価の結果、救護対応体制要望

また、平成 25 年の外部評価については、機構が組織される前に実施されたものであるが、平成 25 年度当時設置されていた各センターにおいて要改善とされた事項について対応・改善を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学生及び教職員の意見やニーズが届く体制が整えられている。また、学外からの意見や評価も反映できる仕組みが整いつつある。

観点8-1-④ 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、大学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する方針は、機構規則、機構を構成する各センターの規則及びその運営委員会（又は運営会議）規則において明確に定められている。

<別添資料：全学教育基盤機構規則（1-1-①資料再掲）大学教育センター規則（3-1-①資料再掲）、学生支援センター規則（3-1-①資料再掲）、全学入試センター規則（3-1-①資料再掲）、教職センター規則（3-1-①資料再掲）、地域創造教育センター規則（3-1-①資料再掲）、保健管理規則（3-1-①資料再掲）、大学教育センター運営委員会規則（2-1-②資料再掲）、学生支援センター運営委員会規則（8-1-①資料再掲）、全学入試センター運営委員会規則（8-1-①資料再掲）、教職センター運営委員会規則（8-1-①資料再掲）、地域創造教育センター運営会議規則（8-1-①資料再掲）>

【分析結果とその根拠理由】

諸規則はよく整備されており、管理運営に関わる委員会等の責務と権限は明確に示されている。

観点8-1-⑤ 適切な意思決定を行うために使用される目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているか。

**【観点に係る状況】**

機構会議を所掌する教務課並びに各センターの教員及び担当課において、各種資料、調査、会議議事要旨等は適切に保存・蓄積されている。また、平成29年に設置されたIR室において、教学IR活動に必要なデータで秘匿性に反しないものはIRデータとして保存・蓄積されている。

**【分析結果とその根拠理由】**

データや情報については、主に担当課において適切に保存・蓄積されている。

観点 8-2-① 機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。

**【観点に係る状況】**

既述のとおり、機構及び機構を構成する各センターに関する諸規則において、各種会議・委員会の委員構成（教員及び事務職員）や、事務の担当課等が明示されており、教員と事務職員が常に連携する体制がとられている。

また、能力を向上させる取組として、教職員を対象とした FD・SD 研修会を定期的に行っている。

<別添資料：全学教育基盤機構規則（1-1-①資料再掲）大学教育センター規則（3-1-①資料再掲）、学生支援センター規則（3-1-①資料再掲）、全学入試センター規則（3-1-①資料再掲）、教職センター規則（3-1-①資料再掲）、地域創造教育センター規則（3-1-①資料再掲）、保健管理規則（3-1-①資料再掲）、大学教育センター運営委員会規則（2-1-②資料再掲）、学生支援センター運営委員会規則（8-1-①資料再掲）、全学入試センター運営委員会規則（8-1-①資料再掲）、教職センター運営委員会規則（8-1-①資料再掲）、地域創造教育センター運営会議規則（8-1-①資料再掲）及び平成 30 年度全学内部質保証委員会活動報告（7-2-①資料再掲）>

**【分析結果とその根拠理由】**

機構及び機構を構成する各センターを運営するため、教員及び職員は適切に役割分担され、相互の連携体制が構築されている。

また、教職員の能力を向上させる取組も実施されている。

(2) 基準8の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

機構及び機構を構成する各センターの管理運営上の責務と権限は文書に明文化されており、機構が決定した方針を実施する上で各センター長がリーダーシップを発揮できる体制が、支援事務組織も含めて整備されている。

また、構成員の役割が明確で、少人数体制であるため、専門知識や経験の蓄積が行いやすい。

【改善を要する点】

教職協働の推進という観点では、管理運営面での教員と事務職員の協力や合同研修のあり方など、更なる充実に向けた工夫が今後の課題である。

**【基準9】教育情報等の公表**

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-① 組織の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

**【観点到係る状況】**

機構の設置目的、業務内容及び組織構成については、機構規則に明記されており、静岡大学規則集としてWebサイトで広く学内外に公表されており、構成員に対しては、機構会議や各センターにおける委員会等を通じて周知されている。

なお、新任教員に対しては、大学教育センターにおいて新任教員研修会を開催しており、当センターが担う全学教育とFD活動等について説明している。

また、新入生及び在学生に対しては年度当初にガイダンスを開催し、概ね以下のとおり各センターの取組について説明がされている。

- ・大学教育センター：全学教育科目履修案内に掲載されている教養教育及び各科目群の意義について説明
- ・学生支援センター：各学部の学生委員を通じた説明及び指導、並びに学生相談室ガイダンスについての説明

**【観点到係る状況】**

機構の目的が、Webサイトで適切に公表されるとともに、構成員にも周知されている。

観点9-1-② 教育活動等についての情報が公表されているか。

【観点に係る状況】

機構を構成する各センターの活動内容に関しては、各センター毎の公式 Web サイトで広く公開している。目的やターゲット層に応じ、コンテンツの充実及びスマートフォンへの対応等が図られている。

各センターのサイト一覧

大学教育センター	<a href="http://web.hedc.shizuoka.ac.jp/">http://web.hedc.shizuoka.ac.jp/</a>
学生支援センター	<a href="https://wpp.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/">https://wpp.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/</a> <a href="http://www.career.ipc.shizuoka.ac.jp/">http://www.career.ipc.shizuoka.ac.jp/</a>
全学入試センター	<a href="http://www.shizuoka.ac.jp/znc/">http://www.shizuoka.ac.jp/znc/</a>
教職センター	<a href="http://www.cpkt.shizuoka.ac.jp/">http://www.cpkt.shizuoka.ac.jp/</a>
地域創造教育センター	<a href="https://wpp.shizuoka.ac.jp/education-center/">https://wpp.shizuoka.ac.jp/education-center/</a>
保健センター	<a href="https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/">https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/</a>

また、各センターの活動内容及び成果については、各種刊行物を発行し、社会一般及び構成員に対して適切に公表されている。

各センターにおける刊行物一覧

大学教育センター	全学教育科目履修案内、教務マニュアル、静岡大学教育研究
学生支援センター	就職情報通信、学生生活の手引き、インクルねっと（障害学生支援）、しずっぴー手帳（在学生向けスケジュール管理手帳）、マインド NEW（学生相談）
全学入試センター	静岡大学 DATABOOK（入試情報等）
地域創造教育センター	地域連携シーズ集、公開講座ブックレット、地域連携応援プロジェクト成果報告書、地域課題解決支援プロジェクト成果報告書、研究紀要『静岡大学生涯学習教育研究』、社会教育主事講習研究集録、「学ぶって楽しい！大学で学ぼう」報告集、調査報告書、事業報告書、市民開放授業関係、メールマガジン
保健センター	保健管理年報（隔年発行）

【分析結果とその根拠理由】

機構を構成する各センターにおける活動状況及び成果については、Web サイト、各種刊行物及び研修会等という形で広く公表されている。



観点9-1-③ 自己点検・評価の結果、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

**【観点に係る状況】**

機構が設置される平成27年度以前に設置されていたセンターにおいては、それぞれ平成25年3月に自己評価を実施しており、Webサイト ([http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/index\\_24\\_25.html](http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/index_24_25.html)) において公開され、適宜改善対応をしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

センターの自己評価及び外部評価とそれに対する改善状況は、Webサイトを通じて広く学内及び社会に対して公開されている。なお、平成25年度において自己点検・評価を実施したのは以下のセンターである。

- ・大学教育センター
- ・学生支援センター
- ・全学入試センター
- ・保健センター

(2) 基準9の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

機構及び機構を構成する各センターの目的、活動状況及び成果について Web サイトを活用した広報を行うことにより、広くかつ迅速に情報発信ができています。

**【改善を要する点】**

該当なし。

**【基準10】地域貢献活動の状況**

(※地域創造教育センターの地域創造学環部門に関しては、別途自己評価・外部評価を実施するため、本報告書では記載を割愛させていただきます。)

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-① 組織の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

**【観点到係る状況】**

地域貢献活動の目的及びその達成のための計画については、本学の中期目標及び中期計画の中に盛り込まれており、Web サイトにて広く公開している。

なお平成 29 年 10 月に、全学学士課程横断型教育プログラムである地域創造学環とイノベーション社会連携推進機構の地域連携生涯学習部門を統合して、新たに地域創造教育センターを設置した。当センターは、本学における地域社会との連携の中核的役割を担い、地域志向を持った人材を育成するとともに、教育研究を通じて地域社会が抱える課題を解決することにより、地域社会の発展に貢献することを目的としている。地域創造学環部門と地域人材育成・プロジェクト部門の2部門と、地域社会との窓口を担う地域連携室が置かれている。

<別添資料：第3期中期目標・中期計画（5-2-①資料再掲）>

**【分析結果とその根拠理由】**

本学では地域貢献・地域人材育成を重要な課題として掲げており、中期目標及び中期計画のWeb サイトへの掲載により、一般に広く公表され、構成員にも周知・共有されている。

また、地域創造教育センターを新設したことにより、本学における地域貢献活動の体制が強化され、学外に対しても本学が地域貢献型の大学であることをアピールできている。

観点 10-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する地域創造教育センターでは、主に地域人材育成・プロジェクト部門において次の事業を継続しながら実施し、センターのホームページ上やメールマガジン・刊行物において広く公表している。

- ・地域からの課題公募に基づく「地域課題解決支援プロジェクト」
- ・大学教員が学生とゼミ等を活用しながら地域支援を行う「地域連携応援プロジェクト」
- ・静岡大学の授業の一部を広く市民の方々に開放する「市民開放事業」
- ・静岡大学の教育研究の成果をもとに開講する「公開講座」
- ・読売、中日新聞社との共催にて開講している「読売新聞連続市民講座」、「中日新聞連携講座」
- ・生涯学習指導者の資質の向上及び社会教育主事講習修了者への事後研修も兼ねた「生涯学習指導者研修事業」
- ・COC+事業と連携した「地域課題解決支援プロジェクト・研究フォーラム」、「地域課題解決支援プロジェクト・公開シンポジウム」の開催

また、平成 30 年度には、社会人を対象に地域づくりに関する座学型研修会を発展させた実践型の研修を行う「地域人材育成研修」を伊豆地域にて実施した。

**【分析結果とその根拠理由】**

地域創造教育センターでは、中期計画等に基づいた活動が適切に実施され、刊行物にてその成果を広く公開している。

観点 10-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する地域創造教育センターの地域人材育成・プロジェクト部門主催で実施している公開講座や市民開放事業について、参加者から評価アンケートをとっている。その結果によれば、公開講座や市民開放事業に対する評価は概ね好評であり、担当講師やパネリスト等にフィードバックすることによる改善の効果もあって、質の向上につながっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

地域貢献活動の参加者へのアンケートから判断して、活動の成果は上がっているといえる。

観点 10-1-④ 改善のための取組が行われているか。

**【観点に係る状況】**

10-1-③で既述したことに加え、機構を構成する地域創造教育センターにおいては、センターの活動への評価・改善提案等を受けてPDCAサイクルを機能させる目的で、学外者を含めた構成員で組織する地域人材育成会議を設置している。センターに対する学外者からの意見等を収集し、センター教職員間で情報を共有している。

<別添資料：地域人材育成会議設置要綱>

**【分析結果とその根拠理由】**

地域貢献活動の参加者へのアンケートや、地域人材育成会議を設置したことにより、地域貢献活動の改善に向けた取組が行われている。

(2) 基準 10 の優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

地域創造教育センターにおいて、様々な地域貢献活動が行われ、その参加者からのアンケートでも概ね好評を得ている。

**【改善を要する点】**

該当なし。

**【基準 11】 国際化の状況**

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-① 学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が広く公表されているか。

**【観点到係る状況】**

機構を構成する大学教育センターは、留学等を支援する観点から、英語教育において全学生に TOEIC400 点以上のスコアを取得させることを目標としている。一方で、習熟度の高い学生を対象とした高度な内容の授業科目（アカデミックイングリッシュ、ビジネスイングリッシュ、英語インテンシブ）も提供している。

また、アメリカとカナダの協定校での夏季短期語学研修コースを、「英語海外研修A」「英語海外研修B」という英語科目として開設したり、研究室配属された本学の学生が、海外の大学の研究室等のゼミに一定期間参加するプログラムを「海外大学交流研修」という正課科目とするなどして、留学へのインセンティブを与えている。

その他の様々な留学プログラムは、「本学以外の教育施設等での学修」として単位認定する制度がある。これら各種の留学制度は、国際連携推進機構が中心となって企画・実施しているものであるが、大学教育センターはその活動を単位認定することで支援している。

このような、国際化に対応した大学教育センターの教育課程に関する取組は、全学教育科目履修案内において詳細に説明されている。

<別添資料：全学教育科目履修案内（4-1-①資料再掲）>

**【分析結果とその根拠理由】**

全学生が TOEIC400 点以上のスコアを取得することを目標にして、学生全体の英語力の底上げを行うと同時に、高いレベルの学生に向けた科目を提供するなど、英語教育という側面から国際化対応が試みられているほか、国際連携推進機構の企画・実施する各種留学プログラムを支援し教育課程に組み入れるなどしている。



観点 11-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

**【観点に係る状況】**

機構を構成する大学教育センターにおいて、受け入れ留学生に対する支援と派遣留学生に対する支援を行っている。

受け入れ留学生への支援としては、留学生の日本語力を高めるための日本語科目群を教養科目として開設し、卒業単位となるよう他言語科目や現代教養科目（個別分野科目、学際科目）への振り替えを可能としている。また、日本語力が比較的到低い ABP コースの留学生や短期の交換留学生については、初級・中級レベルの日本語科目群を準備し、日本語力に応じた受講計画を可能にしている。

派遣留学生には、留学を促進する一助として短期留学の学習に応じて単位認定を行っている。また、国際連携推進機構が主催する留学を目指す学生のための TOEFL 対策講座に、講師としてセンター教員を毎年派遣している。

また、多文化交流の場の提供の一環として、日本人学生と留学生が英語による授業（語学ではない講義科目）を一緒に受講して、意見交換できる講義を ABP 科目に組み込んだ。同様の目的で、留学生科目の日本事情にも日本人学生が参加して単位が修得できるように、「留学生科目等に関する申合せ」を変更した。

英語力の底上げという点では、1 年前期の英語必修科目「英語演習 I」の成績評価に TOEIC スコアを用いて、TOEIC400 点未満は一律に不合格としたうえで、不合格者には、再履修科目として週 2 回の「基礎英語演習」を課して、基礎学習を徹底している。一方、上位レベルの学生には、TOEIC の高得点を履修条件とするレベルの高い英語科目を準備して、英語運用能力をより高めることができる環境を整えている。

<別添資料：全学教育科目履修案内（本学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する申合せ、留学生科目等に関する申合せ（4-1-①資料再掲））、交換留学生等受講申請書、英語の授業科目のシラバス（TOEIC600 点を条件とする科目）>

**【分析結果とその根拠理由】**

大学教育センターにおいて、全学教育の立場から、受け入れ留学生及び派遣留学生への支援に、積極的に取り組んでいる。また、学生の英語力が低く TOEIC スコアが 400 点に満たない学生へのフォローと、上位レベルの学生の更なる学力アップに向けた取組がなされている。

観点 11-1-③ 活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

英語教育においては、平成 24 年度までのカリキュラムにおける「TOEIC 演習」(1 年前期、必修)の成績評価に用いた TOEIC スコアの平均点は、おおむね 450 点～480 点であったのに対し、平成 25 年度から始まった現在のカリキュラムでは、英語演習 I (1 年前期、必修)の成績評価に使われた TOEIC スコアの平均は、平成 28 年 503.6、29 年 524.2、30 年 516.4 である。

現行カリキュラムでは 1 年前期の期末試験と、それ以前に自主的に受験した TOEIC テストのスコアの最高得点を用いて成績評価を行うために、TOEIC 平均点が旧カリキュラムの TOEIC 演習の得点より高くなっているからといって、学生の英語力が上がったと単純に考えるわけにはいかない。

しかしながら、1 年次後期以降の選択科目の履修条件として前期の TOEIC スコアが用いられていることなどから、TOEIC に対する学生の意識や取り組む姿勢に変化が出てきたことは確かである。また、アカデミックイングリッシュなどの上級レベルの科目の受講生数を一覧にすると以下の通りである。

<上級レベル英語科目受講者数>

	アカデミック イングリ ッシュ I	アカデミック イングリ ッシュ II	アカデミック イングリ ッシュ III	ビジネス イングリ ッシュ	英語イン テンシ ブ A	英語イン テンシ ブ B
H30	685	30	8	18	85	33
H29	610	23	5	29	105	17
H28	556	28	開講せず	23	72	42
合計	1851	81	13	70	262	59

\*アカデミックイングリッシュ I は、定員 545 人の工学部 3 年次必修科目なので受講生が多い。

このように、上級レベルの授業にも学生は積極的に挑戦している。留学そのものを英語科目としている、英語海外研修 A および英語海外研修 B の受講生数は、合計で平成 28 年度 29 人、平成 29 年度 27 人、平成 30 年度 26 人であった。(加えて、英語圏への別の留学プログラムに参加し当該科目の単位として認定を受けた学生が、平成 28 年度 19 人、29 年度 20 人、30 年度 16 人であった。)

また、授業アンケート結果から英語科目に対する学生の満足度(5 段階評価)を判断すると、他の分野の教養科目よりも評価が高くより満足していることが分かる。

## ＜学生の授業に対する満足度：分野別＞ 平成 30 年度後学期

	英語	人文社会 系科目	自然系科目	学際科目
授業の内容満足度	4.25	4.03	3.87	4.05
授業に対する総合満足度	4.32	4.07	3.93	4.09

## 【分析結果とその根拠理由】

学生の TOEIC に取り組む意識の変化、TOEIC の平均スコアの上昇、上級レベルの科目への積極的挑戦、英語科目に対する学生の満足度などから、英語教育として成果を十分挙げていると考えられる。

観点 11-1-④ 改善のための取組が行われているか。

**【観点に係る状況】**

全学生が TOEIC400 点以上を取得するという目標は、1 年前期試験までに 90%を超える学生が達成しており、更に後学期の再履修クラスで TOEIC400 点以上を取得する学生を加えると、本学全体の約 95%の学生が 1 年次に目標を達成している状況である。このことを踏まえ、2020 年度に予定しているカリキュラム改革では、TOEIC スコアによる英語演習の合格ラインを 500 点に高め、学生に更なる努力を促すことを計画している。更に、新カリキュラムでは「特別英語副専攻プログラム」を準備して、一定数以上の上級レベルの授業を体系的に履修した学生に修了証を発行する計画もある。

**【分析結果とその根拠理由】**

TOEIC スコアを必修科目の成績評価基準に用い、更にはそのスコアを英語選択科目の履修条件にすることで、学生全体の英語力を押し上げる取組がうまく機能している。また、習熟度の高い学生の受け皿となる科目が適切に開設されている。

(2) 基準 11 の優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

留学生が各自の日本語能力に応じて受講ができるよう、初級、中級、上級の日本語科目を開設している点。日本人学生と留学生の交流促進の目的で、日本人と留学生と一緒に英語で受講できる ABP 科目を開設したり、「留学生科目等に関する申合せ」を改正して、留学生対象科目である「日本事情」を日本人学生も受講ができるようにしている。

英語教育においては、TOEIC テストを活用して英語力の底上げに成功している。また、上位学生が積極的に上級レベルの科目に挑戦している。

【改善を要する点】

留学のインセンティブとして海外研修等の活動を卒業単位として認定しているが、派遣留学生数は依然として目標を下回っている。国際連携推進機構との協力体制の下で、留学に直結するような授業科目を開設するなどの工夫が必要である。